

令和3年6月21日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局地域振興部区政課
担当：後藤、手島 電話：972-3111

「名古屋市くらしの手続きガイド」の開始及び「おくやみコーナー」の試行実施について

7月1日（木）より、身近な方が亡くなられた後に必要な手続きや持ち物のご案内を行いますので、お知らせします。

記

1 「名古屋市くらしの手続きガイド」の開始

(1) 概要

身近な方が亡くなられた後に必要な手続きや持ち物が、スマートフォンやパソコン等から簡単な質問に答えていくだけで分かるウェブ上の手続き案内サービスを開始します。

(2) 開始時期

令和3年7月1日（木）午前10時【身近な方が亡くなられたときのみ】

※その他のライフイベント「引っ越し」「結婚」「就職・退職」などは順次開始予定

(3) 掲載場所

市ウェブサイト（トップページ⇒人生の出来事⇒葬儀・死亡）に外部リンクを掲載 <https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



(4) 画面の展開イメージ

①いくつかの質問に答える

名古屋市 くらしの手続きガイド

名古屋市 / ライフイベント / 死亡

≪1つ前に戻る 回答をやり直す

亡くなられた方の情報についての質問

亡くなられた方の情報に関連して、以下のうち該当するものをすべて選択し、「次へ」を押してください。

亡くなった方は世帯主だった

亡くなった方は年金を受給していた

亡くなった方の世帯で子どもを養育していた

亡くなった方は障害があった

亡くなった方が18歳以下である

該当なしのまま次へ

②手続きが一覧で表示される

死亡 ガイド結果

15件の手続きが必要です。

印刷する 結果を共有 URLコピー

手続き場所 亡くなられた方の住所地のある区役所(支所)

持ち物リスト

・市民課住民記録係(支所区民生活課市民係)

- > 死亡届（最初に手続きしてください）
- > 世帯主変更届
- > 印鑑登録手帳の返納

③持ち物が一覧で表示される

一覧へ戻る

亡くなられた方の住所地のある 区役所(支所)への持ち物

- 死亡診断書の写し等、死亡が確認できる書類
- 申請者の本人確認書類
- 印鑑登録手帳
- 国民健康保険被保険者証
- 葬祭を行った証明となるもの（会葬礼状等）※喪主（国民健康保険の世帯主以外）が申請する場合は必要
- 口座番号確認書類
- 国民健康保険被保険者証（世帯全員分）
- 相続人代表者指定届出書
- 相続人であることが確認できる書類

2 「おくやみコーナー」の試行実施

(1) 概要

身近な方が亡くなられた後の手続きについて、案内や申請書作成のお手伝いをする「おくやみコーナー」を中村区役所・中川区役所において試行実施します。

(2) 開始時期

令和3年7月1日（木）


(3) 案内チラシ

別紙1、別紙2のとおり

おくやみコーナーの ご案内

名古屋市では、現在2区（中村・中川）の区役所において、亡くなられた後の区役所における手続きについて、ご案内と申請書作成のお手伝いを行う「おくやみコーナー」を試行しております。どうぞご利用ください。

おくやみコーナーの概要（中村区）

利用対象	住所地が中村区の方が亡くなられた場合
予約方法	<p>① 予約専用電話番号 052-453-5458 月曜日から金曜日（休日、祝日、年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時 なお、担当者の窓口対応中および正午から午後1時は留守番電話対応となり、後ほど折り返しご連絡させていただきます。</p> <p>② 予約ページ https://logoform.jp/form/mX9C/13467 24時間ご利用いただけます。</p> <p>原則、予約制です。 来庁日の3開庁日前までにご予約ください。 ※ご予約の際、亡くなられた方のお名前、ご住所、生年月日等をお尋ねします。事前にご準備ください。</p> 
利用可能日時	<p>月曜日から金曜日（休日、祝日、年末年始を除く） 予約枠は以下のとおりです。 ① 9：30 ② 10：30 ③ 13：00 ④ 14：00 ⑤ 15：00 他区や他市町村で死亡届を出された場合、住民票等への反映に時間がかかり、おくやみコーナーが利用できないことがございます。</p>
場所	<p>中村区役所 1階情報コーナー隣 〒453-8501 名古屋市中村区竹橋町36番31号</p>

【注意事項】

- おくやみコーナーでののご案内後、区役所の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。（コーナーを利用されたことで優先的に手続きができるわけではございません。）
- コーナーをご利用にならず、直接各担当窓口で手続きをしていただくことも可能です。
- 内容によっては一度で手続きが完了しない場合もございます。
- おくやみパンフレットに記載している主な持ち物をお持ちいただきますと、手続きがスムーズに行えます。
- 日曜窓口の実施日については、電話予約およびコーナーのご利用はできません。
- 予約された時間から15分以上遅れた場合は、キャンセル扱いになることがございます。


手続きに関するお問い合わせ

名古屋おしえてダイヤル：052-953-7584

おくやみコーナーの ご案内

名古屋市では、現在2区（中村・中川）の区役所において、亡くなられた後の区役所における手続きについて、ご案内と申請書作成のお手伝いを行う「おくやみコーナー」を試行しております。どうぞご利用ください。

おくやみコーナーの概要（中川区）

利用対象	住所地が中川区の方が亡くなられた場合
予約方法	<p>① 予約専用電話番号 052-363-4314 月曜日から金曜日（休日、祝日、年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時 なお、担当者の窓口対応中および正午から午後1時は留守番電話対応となり、後ほど折り返しご連絡させていただきます。</p> <p>② 予約ページ https://logoform.jp/form/mX9C/17279 24時間ご利用いただけます。</p> <p>原則、予約制です。 来庁日の3開庁日前までにご予約ください。 ※ご予約の際、亡くなられた方のお名前、ご住所、生年月日等をお尋ねします。事前にご準備ください。</p> 
利用可能日時	<p>月曜日から金曜日（休日、祝日、年末年始を除く） 予約枠は以下のとおりです。 ① 9：30 ② 10：30 ③ 13：00 ④ 14：00 ⑤ 15：00 他区や他市町村で死亡届を出された場合、住民票等への反映に時間がかかり、おくやみコーナーが利用できないことがございます。</p>
場所	<p>中川区役所2階税務窓口横 〒454-8501 名古屋市中川区高畑一丁目223番地</p>

【注意事項】

- おくやみコーナーのご案内後、区役所の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。（コーナーを利用されたことで優先的に手続きができるわけではありません。）
- コーナーをご利用にならず、直接各担当窓口で手続きをしていただくことも可能です。
- 内容によっては一度で手続きが完了しない場合もございます。
- おくやみパンフレットに記載している主な持ち物をお持ちいただきますと、手続きがスムーズに行えます。
- 日曜窓口の実施日については、電話予約およびコーナーのご利用はできません。
- 予約された時間から15分以上遅れた場合は、キャンセル扱いになることがございます。

手続きに関するお問い合わせ

名古屋おしえてダイヤル：052-953-7584